

君津市立清和小学校

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

本校におけるいじめの定義は、いじめ防止対策推進法に準ずる。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法)

2 基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。学校は児童が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安全・安心に生活できる場であることが大切であり、児童一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。

そのために、すべての児童が以下のことを身に付けることを目指す。

- ・「いじめは、人として絶対に犯してはならない罪であり、許されない行為である」と正しく認識する。
- ・自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し、行動できる力を身に付ける。

3 学校及び職員の資質

すべての児童が、いじめの当事者とならないようにするために、本校の職員は以下の責務を有する。

- ・児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送れるように努める。
- ・いじめは絶対に許さないという信念の下、その防止や早期発見に努め、いじめが疑われる場合には迅速かつ適切に対応する。
- ・保護者・地域・関係諸機関との連携を図りながら、いじめの防止に努める。

4 いじめ防止のための施策

(1) 組織

① 設置する組織

「いじめ防止対策委員会」

② 役割

- a いじめ防止のための啓発、指導を検討し中心となって進める。
- b いじめ防止及び早期発見に努める。
- c いじめの相談・通報の窓口となる。
- d アンケートを実施し、結果を分析する。
- e いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかる情報の収集と記録、共有を行う。
- f いじめの疑いに関わる情報があった場合には、迅速に会議を開き、該当児童への聴取、指導や支援体制づくり、保護者との連携、教育委員会及び他機関との連携を行う。

③ 会議の実施

- a 定例会議 年4回、生徒指導会議に合わせて行う。
- b 臨時会議 いじめの疑いに関する情報が判明したときに迅速に行う。

④ 組織の構成員

- a いじめ防止対策委員
全職員
- b いじめ防止対策推進委員（臨時会議において招集）
（校内）校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、
教育相談主任、スクールカウンセラー
（校外）民生委員

(2) いじめの未然防止に向けて

- ① 児童が互いに認め合い、大切にすることを育むことができるよう、道徳、特活をはじめとして全教育活動で指導を進める。
- ② 児童が自分に自信が持てたり、様々な活動にやりがいが見いだせるよう、「わかる授業」を推進する。
- ③ 日常的に児童理解に努めると共に、良好な人間関係を築けるよう尽力する。また、毎学期1回教育相談月間を設ける。
- ④ 障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で児童に対する指導・支援にあたる。
- ⑤ 児童には「いじめは絶対に許されない」ことを徹底するため、指導を計画的に行う。
 - ・ 人権教室による児童の人権意識の高揚を図る。
 - ・ 新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクトの活用

(3) いじめの早期発見に向けて

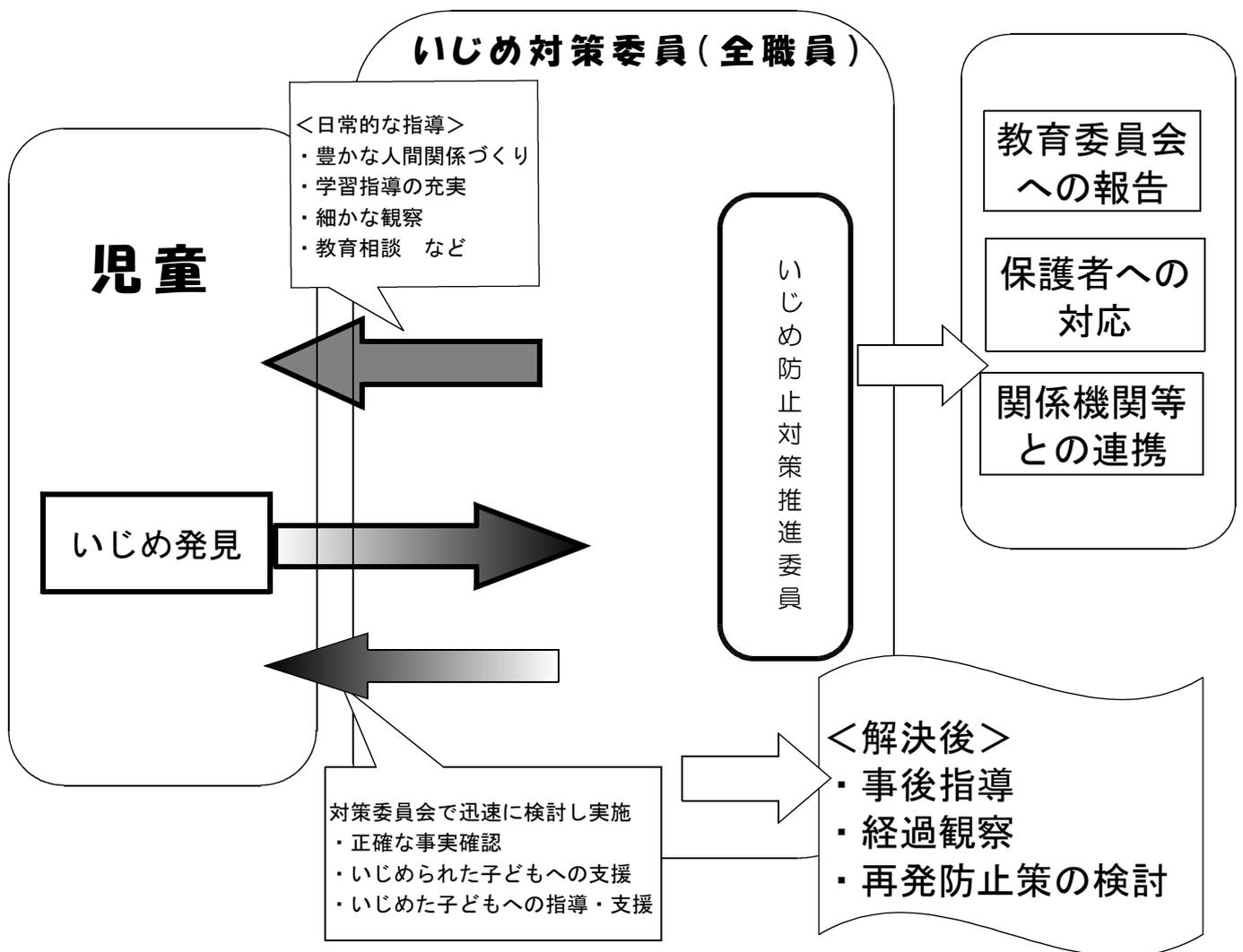
- ① 日常の学級経営の充実を図る。

- ②児童の様子について、常に職員間で共通理解する。
- ③児童対象アンケートを毎学期1回行う。(年3回+必要な時に随時)
- ④毎学期1回教育相談週間を設ける。(年3回+必要な時に随時)
- ⑤個人面談を行う。(保護者面談の実施 年1回+必要な時に随時)
- ⑥職員が積極的に研修を行う。(インターネット、携帯など情報モラルに関することも含む。)

(4) いじめの相談・通報について

- ①担任を主体とした、日常的な相談を実施する。
- ②養護教諭も積極的に相談に応じる。

5 いじめを認知した場合の対応



- (1) いじめに関する情報を把握した場合は、速やかに事実確認を行うと共に、いじめ防止対策委員会を開く。
- (2) いじめの事実が確認された場合には、速やかに教育委員会に報告する。

(3) いじめの事実が確認された場合は、即座に加害児童に適切な指導を行い、いじめをやめさせる。その際、被害児童や、被害児童を守ろうとした児童の立場に十分に配慮して進める。保護者にも連絡し、今後の指導について十分な共通理解を図る。

(いじめ防止対策委員会で十分に検討し、複数職員、全校体制で指導にあたる。)

(4) 解決後は、被害児童の立場に配慮しながら全児童に対する指導を行うと共に、十分に経過観察を行い、再発防止に努める。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態について

① いじめにより、生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

想定されるケースは以下の通り。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

(2) 対処の方法

① 重大事態が発生した旨を、教育委員会、関係機関（警察・児童相談所等）に報告する。

② 教育委員会・関係機関等と協議しながら、当該事態に対処する。

③ 事実関係を明確にするための調査と報告をする。

④ 調査結果を踏まえて、必要な措置をとる。

⑤ 再発防止に尽力する。

(3) 調査の主体

① 教育委員会と協議の上、基本的には学校または教育委員会が調査の主体となる。

(ただし、場合によっては外部機関が調査を行う場合もある。)

(4) 評価、点検

② 学校評価等

評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

③ 点検

基本方針は、評価を受け、必要に応じて見直し、改定を行う。

千葉県子どもと親のサポートセンター

0120-415-446

いじめに限らず、子どものSOS全般

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

いじめで困ったり、自分や友人の安全に不安があったとき

千葉県少年センターヤング・テレホン

0120-783-497

お子さんのことで悩みを抱えているご家族

いじめ、犯罪等の被害にあい、悩んでいる子ども自身のため

子どもの人権110番

0120-007-110

いじめを受けている、学校に行きたくない、親に虐待されている。でも誰に相談していいかわからない…というとき

チャイルドライン 18さいまでの子どもがかける電話

0120-99-7777

不安、悩み、かかえている思いなど全般

よりそいホットライン

0120-279-338

生活のこと、学校のこと、家庭のこと、その他
困りごとや悩みがある方